

愛知県感染症予防計画（案） 概要版

基本理念

様々な感染症の発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を構築するとともに、まん延防止のための体制を整備し、すべての県民が安心して暮らすことができる社会を実現。

改定の背景

2020年に発生した新型コロナウイルス感染症へのこれまでの様々な対応を踏まえ、感染症法が2022年12月9日に改正された。

感染症法の改正により、新たな感染症が発生しまん延した場合に、病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制強化等の措置を講ずることとされた。

平時からの備えを確実に推進するため、国の基本指針に基づき、都道府県の感染症予防計画の記載事項を充実するとともに、病床・外来・医療人材・後方支援・検査能力等の確保について、数値目標を明記することが義務付けられた。

計画期間

2024年度から2029年度までの6年間（3年に1回中間見直し）
[整合性を取ることが求められる地域保健医療計画の計画期間と合わせる]

計画の推進体制

2023年6月に設置した感染症対策連携協議会において計画の進行管理を行う。

愛知県感染症予防計画（案）の章立て

第1 愛知県感染症予防計画の基本理念
第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項
第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
第8 宿泊施設の確保に関する事項
第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項
第11 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
第12 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
第13 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
第14 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国と県及び市町村相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
第15 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

(※ 網掛け部分が新設項目)

愛知県感染症予防計画に盛り込む数値目標

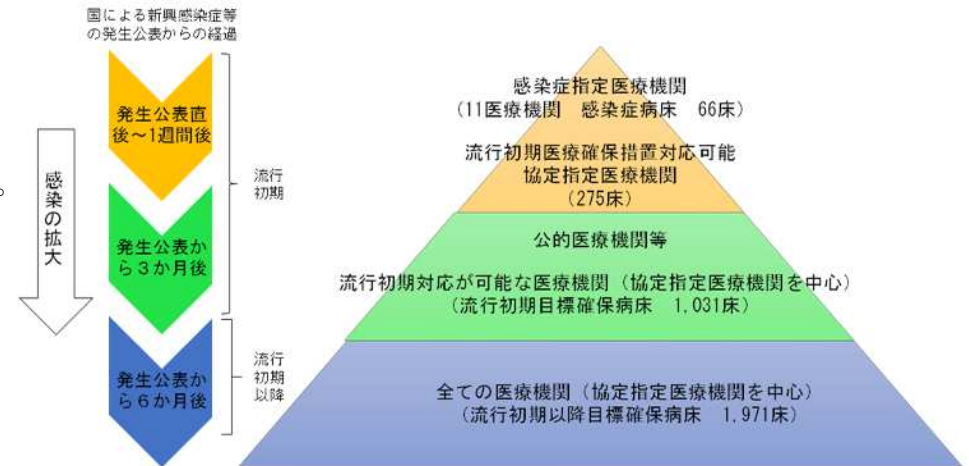
新たな感染症の発生及びまん延に備えた医療提供体制を構築するため、具体的な数値目標を定める。数値目標は、国の基本指針に即し新型コロナウイルス感染症の感染拡大ピーク時に対応した最大値での設定を目指す。

(1) 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

① 確保病床数

(国基本指針に即し、感染状況に応じた段階的な目標数を設定)

	目標値		
	流行最初期 (発生公表後1週間まで)	流行初期 (発生公表後3か月まで)	流行初期以降 (発生公表後6か月まで)
確保病床数	275床	1,031床	1,971床



② 発熱外来を行う医療機関数

(国基本指針に即し目標数を設定)

	目標値	
	流行初期 (発生公表後3か月まで)	流行初期以降 (発生公表後6か月まで)
発熱外来（診療医療機関数）	1,506機関	2,502機関

愛知県感染症予防計画に盛り込む数値目標

③ 自宅療養者等へ医療を提供する医療機関等数

(往診、オンライン診療、医薬品提供、訪問看護等を行う医療機関等の目標数を設定)

	目標値
	流行初期以降 (発生公表後6か月まで)
健康観察・診療医療機関数	4,580機関

④ 後方支援を行う医療機関数

(感染症患者以外の患者や、感染症から回復後に入院が必要な患者を受け入れる医療機関の目標数を設定)

	目標値
	流行初期以降 (発生公表後6か月まで)
受け入れ可能機関数	185機関

⑤ 人材派遣の確保人数

(病院・診療所からの緊急時に派遣可能な人材の確保人数の目標数を設定)

	目標値
	流行初期以降 (発生公表後6か月まで)
総数(医師、看護師、その他)	144人

⑥ 個人防護具の備蓄を行う医療機関等数

(平時から2か月分以上の個人防護具の備蓄を行う医療機関等の目標数を設定)

	目標値	
	医療措置協定を締結した医療機関数	うち、使用量2か月分以上を備蓄している医療機関数
病院	195機関	156機関
診療所	1,411機関	1,129機関
訪問看護事業所	82機関	66機関
薬局	2,259機関	1,807機関
合計	3,947機関	3,158機関

(2) 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

(衛生研究所、保健所設置市の試験検査施設や民間検査機関と連携し、流行初期段階から検査を迅速に行う体制整備のため、検査実施可能件数の目標数を設定)

	目標値	
	流行初期 (発生公表後3か月まで)のうち、 公表後1か月以内に立ち上げ	流行初期以降 (発生公表後6か月まで)
検査の実施能力(件/日)	5,201件/日	23,080件/日

(3) 宿泊療養施設の確保に関する事項

(宿泊療養施設の確保居室数の目標数を国基本指針に即し設定)

	目標値	
	流行初期 (発生公表後3ヶ月)のうち、 発生公表後1ヶ月を目途	流行初期以降 (発生公表後6ヶ月(目途))
確保居室数	1,109室	2,737室

(4) 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

(医療従事者・保健所職員等の研修実施回数の目標数を国基本指針に即し設定)

機関	対象	目標値
		研修や訓練の実施 又は参加の回数
協定締結医療機関	医療従事者	年1回以上
県及び保健所設置市	感染症対策を行う部署に従事する職員や 地方衛生研究所職員	年1回以上
保健所	感染症有事体制に構成される人員	年1回以上

(5) 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

(流行開始から1か月間において想定される業務量に対応するために、必要となる人員の目標数を設定)

	目標値	
	流行開始から1か月間において想定される 業務量に対応する人員確保数	即応可能なIHEAT要員の 確保数(IHEAT研修受講数)
合計	2,215人	190人
愛知県管轄保健所	688人(別掲:県庁206人)	96人
名古屋保健所	1,033人	64人
豊橋市保健所	120人	15人
岡崎市保健所	119人	5人
一宮市保健所	60人	5人
豊田市保健所	195人	5人

(※各保健所設置市の予防計画の策定状況により、目標値が変動することがあります)